○財務省告示第百三十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年三月二十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	七億円	百円四十五銭
〃	第九回	十億円	百円四十四銭
〃	〃	五億円	百円四十五銭
〃	〃	四億円	百円四十六銭
〃	〃	六億円	百円五十三銭
〃	第十回	二十億円	百円十五銭
〃	第十一回	二十億円	百円五銭
〃	〃	百三十億円	百円十銭
〃	第十二回	十億円	百円十銭
〃	〃	五億円	百円二十銭
〃	〃	五億円	百円二十三銭
〃	第十三回	二十三億円	九十九円八十七銭
〃	〃	十三億円	百円二十五銭
〃	第十四回	二十一億円	百円
〃	〃	二億円	百円十銭
〃	第十五回	五億円	九十九円九十五銭
〃	〃	四十億円	百円
〃	〃	二十億円	百円一銭
〃	〃	五億円	百円九銭
〃	〃	四十億円	百円十銭
〃	第十八回	六十四億円	九十九円七十七銭
〃	第十九回	五億円	百円三十五銭
〃	〃	五億円	百円三十九銭
〃	〃	五億円	百円四十三銭
〃	〃	二十億円	百円四十四銭
〃	〃	二十億円	百円四十五銭
〃	〃	二十億円	百円四十六銭
〃	〃	二十億円	百円四十七銭
〃	〃	二十億円	百円四十八銭
〃	〃	二十億円	百円四十九銭
〃	〃	二十億円	百円五十銭
〃	〃	二十億円	百円五十一銭
〃	〃	二十億円	百円五十二銭
〃	〃	二十億円	百円五十三銭
〃	〃	二十億円	百円五十四銭
〃	〃	二十億円	百円五十五銭
〃	〃	二十億円	百円五十六銭
〃	〃	二十億円	百円五十七銭
〃	〃	二十億円	百円五十八銭
〃	〃	二十億円	百円五十九銭
〃	〃	二十億円	百円六十銭
〃	〃	二十億円	百円六十一銭
〃	〃	二十億円	百円六十二銭
〃	〃	二十億円	百円六十三銭
〃	〃	二十億円	百円六十四銭
〃	〃	二十億円	百円六十五銭
〃	〃	二十億円	百円六十六銭
〃	〃	二十億円	百円六十七銭
〃	〃	二十億円	百円六十八銭
〃	〃	二十億円	百円六十九銭
〃	〃	二十億円	百円七十銭
〃	〃	二十億円	百円七十一銭
〃	〃	二十億円	百円七十二銭
〃	〃	二十億円	百円七十三銭
〃	〃	二十億円	百円七十四銭
〃	〃	二十億円	百円七十五銭
〃	第二十回	一億円	百円七十五銭
〃	〃	二億円	百円九十銭
〃	第二十一回	八億円	百一円二十一銭
〃	第二十三回	一億円	百一円七十一銭
〃	〃	五十五億円	百一円八十銭
〃	第二十四回	五十二億円	百二円六銭
〃	〃	六十億円	百二円十三銭
〃	〃	十億円	百二円十四銭
〃	第二十五回	八十一億円	百一円十七銭
〃	〃	三億円	百一円十四銭
〃	〃	六十一億円	百一円二十銭
〃	第二十六回	九十六億円	百円五十六銭
〃	〃	二十億円	百円六十三銭
〃	第二十七回	百十二億円	百円三十五銭
〃	〃	二億円	百円三十八銭
〃	第二十八回	十一億円	九十九円四十八銭
〃	〃	十六億円	九十九円五十銭
〃	第三十三回	二十億円	九十八円九十五銭
〃	第三十七回	十億円	百円四十五銭
〃	第三十八回	二億円	百一円五十五銭
〃	第三十九回	三十億円	百三円四十二銭
〃	〃	八億円	百三円五十四銭
〃	第四十回	二億円	百三円九十一銭
〃	第四十二回	四億円	百二円九十一銭
〃	第四十五回	七億円	百三円二十八銭
〃	第四十六回	三億円	百三円八十九銭
〃	第四十八回	四億円	百六円二十三銭
〃	〃	百三十九億円	百六円三十銭
合計		千三百三十一億円	